

## ○集合住宅等の各戸検針及び徴収に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、集合住宅等の各戸検針及び徴収に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき申込手続等に関する基準を定めるものとする。

(申込手続)

第2条 集合住宅等の各戸検針・徴収申込書に添付する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 全体平面図（親メータ、発信側メータ、受信側集中検針盤の位置等を明示すること。）
- (2) 給水管全体系統図
- (3) 集中検針盤及び各戸メータの仕様書並びに詳細図（製造業者名、機種等を表示すること。）
- (4) 各室平面詳細図
- (5) その他集中検針方式による水道メータの遠隔式装置（以下「遠隔装置」という。）の運用に必要な図面（郵便受箱配列図を含む。）

2 申込者は、工事計画及び設計にあたっては、事前に水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）と協議しなければならない。この場合において、市長は必要な指示をすることができる。

(用水設備の給水形態)

第3条 用水設備の給水形態は、自然流下給水構造又は市長の承認したポンプ直送給水構造のものであり、かつ、井戸水その他の水と混用しないものであること。

(用水設備の配管構造)

第4条 用水設備の配管構造は、次に掲げるものとする。

- (1) 停滞空気の発生しない構造であること。
- (2) 衝撃防止のための措置を行った構造であること。
- (3) 逆流防止のための措置を行った構造であること。
- (4) ポンプの加熱防止に吐き出す水及び圧力タンクの自動給気に伴う排水は、受水槽へ還流する措置を行った構造であること。
- (5) 各戸のメータ取付点における圧力は、原則として静水圧  $4 \text{ kg f / cm}^2$  以下とするための措置を行った構造であること。

(遠隔装置型式基準—発信側メータ)

第5条 遠隔装置に係る発信側メータ（各戸メータ）の型式は、次のとおりとする。

- (1) 計量法（平成4年法律第51号）で定める型式承認を得たもので、検定有効期限内のものであること。
- (2) 遠隔発信機構又は記憶装置が装置されたものであること。
- (3) 遠隔発信機構は、原則として次の機種とする。

ア モーターカウント式（発電機付）（用水設備が既設（取付け後1年以上経過した

ことをいう。以下同じ。) の場合)

イ モーターカウント式 (発信器付) (用水設備が既設の場合)

ウ リモート式 (記憶装置付) 又は電子式 (用水設備が新設、既設又は装置更新の場合)

(遠隔装置型式基準—受信器 (検針器))

第6条 遠隔装置に係る受信側メータ (親メータを含む。) の型式は、次のとおりとする。

(1) モーターカウント式 (用水設備が既設の場合)

ア  $1 \text{ m}^3$ /パルス積算用の受信器であること。

イ 発電機の付いていない発信側メータの場合は、停電用電池 (非常用) の組み込まれたものであること。

ウ 最大指示目盛は、5桁であること。

(2) リモート式 (用水設備が新設、既設又は装置更新の場合)

ア 発信メータに記憶した指針を自動呼出しする検針器であること。

イ 検針器は、指針、住居番号のデジタル表示部及び各種装置スイッチで構成されたものであること。

ウ 最大指示目盛は、4桁であること。

(3) 電子式 (用水設備が新設、既設又は装置更新の場合)

ア 8ビット電文出力及びパルス出力のものであること。

イ 検針器は、指針、住居番号のデジタル表示部及び各種装置スイッチで構成されたものであること。

ウ 最大指示目盛は、4桁であること。

(遠隔装置型式基準—集中検針盤)

第7条 遠隔装置型式に係る集中検針盤の基準は、次のとおりとする。

(1) モーターカウント式受信器用 (用水設備が既設の場合)

ア 1棟分又は複数棟分の受信器を収容する箱型の盤であること。ただし、次に掲げる場合は、1棟分の盤を分割することができる。この場合においては、収容する受信器に住居番号の最初及び最終番号を表示すること。

(ア) 収容個数が多く、検針業務に支障をきたす寸法になるとき。

(イ) 選択した設置場所の都合で分割を要するとき。

イ 受信器の配列は、次のとおりとする。

(ア) 住居番号順に最上段左側から右へ順次配列すること。なお、郵便受箱の配列は、受信器の配列と原則として同じとすること。

(イ) 共用栓の受信器は、各住居用の最末尾 (最下段右寄り) に配列すること。

(ウ) 盤を分割するときは、左側となる盤から (ア) の配列に準じ格納して次の盤へ移行すること。

(エ) 各受信器には、該当の住居番号を表示すること。

(オ) 共用栓の受信器には、その名称と整理番号を表示すること。

(2) リモート式受信器用 (用水設備が新設、既設又は装置更新の場合)

ア 形状は、次のとおりとする。

(ア) 全棟分の検針器及び呼出し個数分の接続配線を収容する箱型の盤であること。

(イ) 盤の表面には、検針器のほかに電源スイッチ、ドアスイッチ、内蔵プリンター等を備えたものであること。

イ 呼出し順位は、次のとおりとする。

(ア) 住居番号順とし、共用栓は、住居の末尾とすること。なお、郵便受箱の配列は、原則として呼出し順位と同じとすること。

(イ) 共用栓の表示は、住居番号とし、親メータの表示は、住居番号とすること。

(3) 電子式受信器用（用水設備が新設、既設又は装置更新の場合）

ア 形状は、次のとおりとする。

(ア) 全棟分の検針器及び呼出し個数分の接続配線を収容する箱型の盤であること。

(イ) 盤の表面には、検針器のほかに電源スイッチ、ドアスイッチ、内蔵プリンター等を備えたものであること。

イ 呼出し順位は、次のとおりとする。

(ア) 住居番号順とし、共用栓は、住居の末尾に表示し、親メータを共用栓の末尾に表示すること。なお、郵便受箱の配列は、原則として呼出し順位と同じとすること。

(イ) 共用栓の表示は、住居番号とし、親メータの表示は、住居番号とすること。

2 前項に規定する受信盤の扉は、次のとおりとする。

(1) 右開き又は観音開きであること。

(2) 検針以外のときは、施錠ができる構造であるとともに、鍵は他の同盤と共通の型式であること。

(3) 盤の表面には、水道メータ集中検針盤と表示すること。

(基準以外製品の承認)

第8条 やむを得ない理由により、前条に規定する基準に該当しない製品を使用する場合は、市長の承認を得なければならない。

(遠隔装置設置基準—発信側メータ)

第9条 遠隔装置に係る発信側メータは、全栓に設置しなければならない。

2 前項に規定する発信側メータの設置基準は、次のとおりとする。ただし、市長が承認したときは除く。

(1) 各戸の室外側より確認できる位置に設置し、メータに住居番号等を表示すること。

(2) 必要の都度随時指針の確認ができ、検定満期、異常その他による取替作業が容易な場所であること。

(3) 滞水、臭気、汚水等の混入その他危険物の近くは避けること。

(4) 給水栓より低位で、かつ、水平に設置すること。

(5) メータより上流に副せん付盗水防止伸縮止水栓又は同種同種のものを設置すること。

(6) メータの凍結等防止対策として保温カバー等を取り付けること。

(遠隔装置設置基準—集中検針盤)

第10条 遠隔装置に係る集中検針盤の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 原則として全棟分を端棟1階部分に設置すること。
- (2) 建屋内で表示値が容易に読み取れる場所に設置すること。
- (3) 維持管理及び検針に適する場所で危険物の近くは避けること。
- (4) モーターカウント式の場合は、計量値表示部の中心がGL (FL) から1.5mの位置に設置すること。ただし、計量値表示部の上限は、GL (FL) から1.8mとすること。
- (5) リモート式及び電子式の場合は、検針盤の計量値表示窓がGL (FL) から1.4mから1.6mまでの位置に設置すること。
- (6) 前面扉の開閉が容易な位置とすること。

(遠隔装置施工基準)

第11条 遠隔装置に係る集中検針盤の施工は、次のとおりとする。

- (1) 施工にあたっては、事前協議した際に市長が指示した事項を遵守すること。
- (2) 市長の立会指定箇所の施工にあたっては、事前に施行日時の連絡調整を行うこと。
- (3) 発信側メータと受信器の指針が一致するように、完了検査日までに指針調整を行ったものであること。
- (4) リモート式の場合で指針一致が困難な場合は、両者の差値等を発信側の本体水道メータに表示するとともに、呼出し順位に準じて調整した差値リストを市長に提出すること。
- (5) この施工基準に定めのない事項は、遠隔装置の機器製造業者が指定する施工標準仕様によるものであること。
- (6) 工事が完了したときは、図面の竣工図を提出すること。
- (7) 完了検査を行う日時及び立会箇所は、竣工図が提出されたときに市長が指定する。
- (8) 完了検査箇所は、次のとおりとする。

ア 受信側水道メータの取付位置、機種及び検定有効期限

イ 集中検針盤の設置場所並びに格納受信器の位置及び配列

ウ 発信器及び受信器の指針の照査並びに取付指針（開始指針）の確認

エ その他検査を必要とする箇所

(遠隔装置維持管理基準)

第12条 所有者等は、遠隔装置を次のとおり維持管理しなければならない。

- (1) 遠隔装置が良好に作動するよう管理に努めること。
- (2) 市長が検針のとき異常を発見し、各戸メータ修繕・取替通知書（第1号様式）により通知したときは、直ちに異常原因の調査及び修繕の手配をすること。
- (3) 異常による発信器の取替え又は修繕をしたときは、各戸メータ修繕・取替届（第2号様式）により市長へ届け出ること。
- (4) 市長が検針のとき使用数量に異常を発見し、用水設備点検指示書（第3号様式）により指示したときは、速やかに施設の点検を行い、その結果を用水設備点検結果

届（第4号様式）により市長に届け出ること。

- 2 設置場所及び設備の変更については、次によらなければならない。
  - (1) 所有者等は、市長が検査した遠隔装置の各機器設備場所及び設備機種をみだりに変更してはならない。
  - (2) 前項の変更を必要とするときは、事前に届け出て市長の検査を受けなければならない。
- 3 所有者等は、遠隔装置の常時安定作動を確保するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める点検を実施するよう努めるものとし、市長は、維持管理状況の点検の場合又は必要がある場合は、立入検査ができるものとする。
  - (1) 数値照合 1年に1回以上
  - (2) 発信側メータの点検 1年に1回以上
  - (3) 中継端子盤の点検 1年に1回以上
  - (4) 集中指針盤の点検 1年に1回以上
  - (5) 集中検針盤内外の清掃 1年に1回以上
  - (6) 電源用電池の取替え 3年に1回以上
- 4 各戸メータの満期取替は、次により行わなければならない。
  - (1) 発信側本体の水道メータの有効期限到来（検定満期8年経過）するものは、有効期限の2か月前までに新有効期限のものに取替えを行うこと（有効期限を経過したものは、検針の対象としない。）。
  - (2) 前項の取替えのとき、発信器及び受信器についても同時に取り替えるものとする。ただし、発信器及び受信器が次期検定満期間耐え得ると遠隔装置機器メーカーが確認した場合で、その旨を証する書面を提出したときは、再使用を認める。
  - (3) 取替えを行ったときは、各戸メータ修繕・取替届により市長に届け出ること。
  - (4) リモート式の取替えについては、第11条第3号、第4号及び第5号を基準とすること。
- 5 各戸メータが不働、早遅動等故障となったときは、直ちに検定メータとの取替えを行わなければならない。この場合の手続は、前項第2号及び第3号に準ずるものとする。
- 6 所有者等は、各戸メータの使用公差検査の必要が生じたときは、所定機関に依頼するものとする。

附 則

この基準は、昭和61年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。